

令和2年8月

「リフォーム支援商品券交付申請書」の
提出を希望される皆様へ

一般財団法人 岩手県建築住宅センター

リフォーム支援事業交付申請書ご提出時の留意事項

このたびのリフォーム支援事業に係る「申請書ご提出時の留意事項」について下記のとおりお知らせいたしますので、予めご了承のうえ申請くださるようお願いいたします。

記

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申請をお願いします。
- ・申請内容について、後日確認をさせていただく場合があります。
住所、電話番号に間違いがないよう注意願います。
連絡が取れない場合は、申請を受理できない場合があります。
- ・郵送は、申請開始日到着分から受け付けます。それ以前に受信した申請は無効となります。
- ・申請者と所有者が異なる場合は、同居を確認するための書類（住民票（世帯票））の添付と双方の納税証明書が必要です。
- ・トイレやレンジフード、化粧台等設備の設置に関しては、取付工事のみは対象外となります。配管工事等行う場合のみ対象となりますので、工事内容が分かる図面の提出をお願いします。
- ・工事は申請日以降に着手してください。**申請前に着手した工事は対象外となります。**なお、審査の結果によっては交付対象外となる場合があります。
- ・申請書の審査完了後に交付決定等を通知します。
- ・交付決定後、2週間以上の工事完了遅延や20%以上の総工事費の増減が生じる場合は速やかに変更承認申請(様式第3号)を提出してください。なお、当初申請時の内容から大きく逸脱する場合、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ・工事完了後、速やかに工事完了実績報告書(様式第5号)の提出をお願いします。